

広島県告示第八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十二年二月二十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年二月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道坪生福山線	福山市春日町大字浦上字妙砂子二四六八番一四地先から福山市春日町大字浦上字妙砂子二四六八番二地先まで	平成二十二年二月八日